

平成 19 年度犯罪被害者等施策関係予算概算要求について

平成 18 年 9 月 14 日
内閣府犯罪被害者等施策推進室

平成 19 年度の犯罪被害者等施策関係予算の概算要求の概要については、以下のとおり。

1. 総額

10,294 百万円（対前年度 1,239 百万円（14%）の増）

総合法律支援事業に係る運営費交付金、児童虐待・DV対策等総合支援事業等、犯罪被害者等施策関係分として特掲することができない予算は含まれていない。

2. 主な新規施策

(1) 地方公共団体に対する支援 【内閣府】

地方公共団体職員向けの手引書の作成、施策関連情報を盛り込んだ連携促進サイトでの情報提供などによる、地方公共団体との連携・強化。（P.2 No.18～20）

(2) 支援者の育成に関する調査研究 【内閣府】

支援団体等が参考として用いることができるような研修プログラムの開発に資する調査研究。（P.2 No.16）

(3) 犯罪被害者等に対する一時避難場所等の借り上げ 【警察庁】

被害直後からの保護及び再被害の防止を図るため、一時的な避難場所（ホテル、ウィークリーマンション等）を借り上げ、犯罪被害者等の安全な居住場所を確保。（P.4 No.8）

(4) けん銃等使用報復事件捜査支援システムの整備 【警察庁】

暴力団等による危害の可能性が高い被害者の自宅等に、人物や車両などを感知すると自動的に録画し、警察本部等に事案発生を速報することができる資機材の配備。（P.5 No.12(1)）

(5) カウンセリング職員に対する専門研修 【警察庁】

臨床心理士等の資格を有する職員やその他の警察職員等に対する、技能向上を図るための、専門的な研修の実施。（P.5 No.16(4)）

(6) 更生保護官署における支援等のための体制整備 【法務省】

犯罪被害者等に対する加害者に関する情報の提供、犯罪被害者等の心情等の伝達、犯罪被害者等に対する相談・助言を行うため、更生保護官署に被害者支援担当の保護司を指定することも含め、必要な体制を整備。（P.7 No.13）

(7) 犯罪被害に関する総合的研究 【法務省】

捜査機関に届けられていない、いわゆる暗数を含めた、犯罪被害実態調査を行い、適切な犯罪防止策の立案に資するための総合的な調査・研究を実施。（P.8 No.17）

(8) 被害回復のための休暇制度に関する周知啓発 【厚生労働省】

犯罪等の被害に遭った労働者が被害を回復するための休暇制度に関する周知啓発。（P.11 No.7）

平成19年度 犯罪被害者等施策関係予算 概算要求額等調
(総括表)

(単位：百万円)

	平成18年度 当初予算額	平成19年度 概算要求額	対前年度 増減額
内閣府(1)	291	327	36
金融庁	0	15	15
警察庁(1)	2,482	2,595	112
法務省(1)	289	438	149
文部科学省(1)	15	15	0
厚生労働省(1)	6	7	1
国土交通省	5,972	6,897	925
総計(1)	9,056	10,294	1,239

(1) 犯罪被害者等施策関係分として特掲することができない施策の予算額は含めていない。

(2) 単位未満の数値は四捨五入により整理してあるので、合計と合致しないものがある。

平成19年度犯罪被害者等施策関係予算等概算要求調

(単位:百万円)

施策・事業	平成18年度 予算額	平成19年度 概算要求額	対前年度 増減額	施策・事業の概要
総計	9,056	10,294	1,239	
内閣府	291	327	36	
【重点課題に係る具体的施策】 [支援等のための体制整備への取組]				
1 都道府県担当者会議の開催	1	1	0	国と地方公共団体との密接な連携の下に犯罪被害者等施策の推進を図るため、都道府県担当者会議を開催する。【計画 第4・1(1)】
2 各種相談機関の連携等の実態把握及び連携の在り方に関する検討経費	9	0	9	(18年度限り)
3 広報のためのポスター・リーフレット等の作成	5	4	1	各省庁が行う情報提供に加えて、犯罪被害者等のための施策全般について、広く国民への周知を図るためのパンフレットやポスターを作成する。【計画 第4・3(3), 第5・1(11)】
4 犯罪被害者団体等との情報交換の実施	8	2	6	犯罪被害者団体等同士が出会うための情報の整理等や犯罪被害者団体等における活動を紹介するための場の運営、犯罪被害者等の問題についての講演会や情報交換会等を行う。【計画 第4・1(29)】
5 犯罪被害者等に関する、類型別の継続的な実態調査経費	10	10	0	犯罪被害類型を3つのグループに分け、3年程度の周期でインタビュー調査の実施、集計、分析を追跡調査により継続的に行い、被害の現状及び改善状況等を把握する。【計画 第4・2(3)】
6 交通事故相談活動経費	140	140	0	アドバイザーの派遣、事例研究会の開催等、地方公共団体の交通事故相談所における交通事故相談員の支援育成を図る。【計画 第4・1(9)】
7 交通事故被害者サポート事業経費	27	27	0	交通事故被害者の精神的問題とその対応について、交通事故被害者の自立を支援する立場にある者の技能を向上させるとともに、交通事故被害者の自助グループに対する支援を行う。
8 配偶者からの暴力防止と被害者保護のための地方公共団体連携強化促進経費	19	19	0	配偶者暴力の被害者相談担当者に対し、相談業務等の質を向上するためのセミナーを行うとともに、専門的な知識や経験を有する者を派遣して助言や指導を行い相談業務の充実を支援する。
9 配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査研究経費	5	0	5	(18年度限り)
新 10 配偶者暴力施策に関する官民連携についての先進事例の調査研究	0	5	5	地方公共団体における配偶者暴力施策に関する官民連携等の先進的な事例を踏まえ、配偶者からの暴力の被害者に関する施策について検討を行い、その結果を配布・公表する。
11 特定非営利活動法人等の活動促進	-	-	-	犯罪被害者支援組織を一部に含む特定非営利活動法人等の活動促進に向け、特定非営利活動促進法の施行体制整備やNPO実態調査の実施等を行う。(当該施策はNPO全体に対するものであり、犯罪被害者支援組織に限定して行っているものではない。)
	289 の内数	224 の内数		
[国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組]				
12 犯罪被害者等施策の啓発のための中央・地方大会の開催	19	19	0	犯罪被害者等の置かれた状況について国民が正しく理解し、国民の協力の下に関係施策が講じられていよう、国民が犯罪等による被害について考える機会として、「犯罪被害者週間国民のつどい」を中央及び複数の地域で開催する。【計画 第5・1(8), (10)】
13 広報のためのポスター・リーフレット等の作成	(再掲)	(再掲)	(再掲)	各省庁が行う情報提供に加えて、犯罪被害者等のための施策全般について、広く国民への周知を図るためのパンフレットやポスターを作成する。【計画 第5・1(11)】

14	犯罪被害者等に関する、類型別の継続的な実態調査経費（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）	犯罪被害類型を3つのグループに分け、3年程度の周期でインタビュー調査の実施、集計、分析を追跡調査により継続的に行い、被害の現状及び改善状況等を把握する。【計画 第5・1(14)ア】
15	国民意識や関係機関の取組に係る研究調査等	18	20	3	犯罪被害者等の置かれている状況等に関する国民の理解の現状についてアンケート調査形式で把握するとともに、民間団体の取組の好事例等を収集し、類型化を行う。【計画 第5・1(14)イ】

新 16	犯罪被害者支援団体等の人材の育成に関する調査研究（新規）	0	18	18	支援団体等が参考として用いることのできるような質の高い研修プログラムの開発に資する調査研究を行う。
	【推進体制】				
17	都道府県担当者会議の開催（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）	国と地方公共団体との密接な連携の下に犯罪被害者等施策の推進を図るため、都道府県担当者会議を開催する。【計画 (2)ア,イ】
新 18	地方公共団体における犯罪被害者等施策実態調査経費（新規）	0	14	14	地方公共団体における施策の実施体制や状況等について調査を実施し、推進状況や先進的事例を把握する。【計画 (2)ア,イ】
新 19	地方公共団体職員向け手引書作成（新規）	0	6	6	実態調査を活用し、地方における取組を促進させるため、地方公共団体職員向けの手引書を作成・配布する。【計画 (2)ア,イ】
新 20	犯罪被害者等施策連携促進サイトの創設・運営（新規）	0	13	13	犯罪被害者等施策の実施状況等を公開するウェブサイトを開設し、地方公共団体をはじめとする関係機関に情報提供を行う。【計画 (2)ア,イ】
21	犯罪被害者団体等との情報交換の実施（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）	犯罪被害者団体等同士が会うための情報の整理等や犯罪被害者団体等における活動を紹介するための場の運営、犯罪被害者等の問題についての講演会や情報交換会等を行う。【計画 (4)イ】
22	犯罪被害者等施策に係る重要事項の審議、施策の実施状況の検証・評価・監視等の経費	23	23	0	推進会議の所掌事務である、犯罪被害者等施策に係る重要事項の審議や、施策の実施状況の検証・評価・監視を適切に遂行するために、必要な情報収集等を実施するとともに、総合的な評価を実施する。【計画 (6)ア,イ,ウ】
23	犯罪被害者等施策年次報告の作成	8	8	0	犯罪被害者等基本法第10条に基づき、各年度に政府が講じた犯罪被害者等施策の概要を作成し、国会への報告を含め、幅広く公表する。【計画 (7)】

金融庁		0	15	15	
【重点課題に係る具体的施策】					
[損害回復・経済的支援等への取組]					
新1	海外の金融経済犯罪被害者救済制度に関する実態調査費	0	10	10	金融経済犯罪被害者について、被害財産の返還による損害回復等の枠組みに関する検討を行うため、既にこうした枠組みが整っている諸外国について精緻な実態調査を行う。
新2	振り込み詐欺等に関する広報経費	0	5	5	振り込み詐欺等の犯罪被害防止及び被害回復手法等に関する制度に係るポスターを作製、配付する。

警察庁	2,482	2,595	112	
【重点課題に係る具体的施策】				
[損害回復・経済的支援等への取組]				
1 損害賠償制度の概要等を紹介した冊子・パンフレット	5	9	4	刑事手続や法的救済措置等の概要や被害者等に役立つ関係機関・団体の連絡先等、被害者に必要な情報を早期に提供するための手引や広報用パンフレットを作成・配布しているもの【計画 第1・1(6)ア,第4・1(22)】
(1) 「被害者の手引」の作成・配布	1	1	0	
(2) 広報用パンフレット・ポスター・リーフレットによる被害者対策施策の周知	4	8	4	
2 犯罪被害者等給付金	1,473	1,475	2	通り魔殺人等の故意の犯罪行為により重大な被害を受けたにも拘わらず、公的救済や損害賠償を受けることができない被害者等に対し、国が給付金を支給することにより、犯罪被害等の精神的、経済的打撃の軽減を図るもの
(1) 犯罪被害者等給付金	1,303	1,305	2	
(2) 重傷病給付金の支給範囲等の拡大	170	170	0	関係法令の規定を改正し、重傷病給付金の支給範囲の拡大及び親族間犯罪の支給緩和を図ったもの【計画 第1・2(2)】
3 犯罪被害給付制度裁定諸経費	31	25	7	犯罪被害者等給付金の支給裁定に係る諸経費
(1) 犯罪被害給付制度裁定諸経費	21	14	7	
(2) 犯罪被害給付事務処理システムの運用	10	10	0	
4 性犯罪被害者に対する緊急避妊等	112	112	0	被害者本人が負担していた被害後の検査費用、緊急避妊に要する経費、人工妊娠中絶に要する経費等について被害者の経済的負担の軽減を図るもの【計画 第1・2(4)】
5 司法解剖後の遺体搬送費の改善	55	55	0	司法解剖後の遺体搬送について、遺族の経済的負担の軽減を図るもの【計画 第1・2(5)】
6 司法解剖後の遺体修復	54	54	0	司法解剖による遺体の損傷による二次的被害の防止のため、解剖による切開痕等を目立たないように措置するもの【計画 第1・2(5)】
7 身体犯被害者の刑事手続における負担の軽減	43	43	0	被害に係る初診料、診断書料及び死体検案書料の費用について予算措置し、被害者等の経済的負担の軽減を図るもの
新 8 犯罪被害者等に対する一時避難場所等の借り上げ	0	32	32	犯罪被害者等に対し、被害直後の保護及び危険回避のための一時的な居住場所を借り上げるもの【計画 第1・3(2)オ】
[精神的・身体的被害の回復・防止への取組]				
9 児童虐待を始めとする被害少年に対する支援	105	105	0	被害少年や虐待を受けた児童が、再び被害に遭うことを防止し、立ち直りを支援するため、少年補導職員等や部外専門家等による心身の影響に配慮した適切な指導・助言を行うもの【計画 第2・1(19)】
10 法務省との間における出所情報の共有のためのシステム整備	-	-	-	子どもを対象とした暴力的性犯罪の再犯防止を図るため、法務省から提供を受けた出所情報をデータベース化し、一元的に管理するシステムを運用するもの【計画 第2・2(1)ウ】
	[3 の内数]	[3 の内数]	[0 の内数]	

11	再被害防止措置	0	0	0	被害者が、同じ加害者から再び危害を受けることを防止するため、警察庁において策定された「再被害防止要綱」に基づき、関連情報の収集、非常時の通報要領に関する防犯指導及び警戒措置を実施しているもの【計画 第2・2(5)】
12	保護対象の推進	167	214	46	暴力団員による被害者等へのお礼参りや証人威迫等に対し、検挙など迅速な対応を行うとともに被害者等の安全を確保するため、保護対象者警戒用資機材の配備や被害者等の安全が確認されるまでの間、身を隠すことができる住居の借り上げ等を行うもの【計画 第2・2(6)】
新	(1) けん銃等使用報復事件捜査支援システムの整備	0	46	46	
	(2) 保護対象者警戒資機材の整備	22	22	0	
	(3) 保護対象者居宅への警備用資機材借上等	114	114	0	
	(4) 保護対策用住居借上	32	32	0	
13	配偶者からの暴力事案の被害者の安全確保	1	1	0	配偶者からの暴力事案については、加害者に対する指導警告、被害者に対する自衛措置の教示等の援助、パトロールの強化及び保護命令違反の検挙等を推進するもの【計画 第2・2(8)ア】
14	児童虐待等の被害から少年を守るための被害抑止対策の充実強化	14	6	9	児童虐待等の児童を被害者とする事案については、児童の特性に配慮した取組の充実が求められるところ、部外有識者から成る研究会を設置して、被害抑止対策の観点から検証を行い、児童虐待等の被害から少年を守るための対策を推進するもの【計画 第2・2(8)、(9)ア】
15	被害者等に対する精神科医による支援	6	6	0	被害者の精神的打撃が大きく、供述に支障がある場合等に、部外の精神科医による治療を施すことにより、適正捜査を推進するとともに、被害者の精神的被害の回復・軽減を図るもの
16	職員等に対する研修の充実等	11	20	9	採用時における被害者対策等の教養を実施し、採用後もカウンセリング技術や関係法令の研修等を実施しているもの【計画 第2・3(1)ア】
	(1) 警察職員に対する研修(カウンセリング担当者専科)	2	2	0	
	(2) 被害類型別教養ビデオの制作	6	6	0	
	(3) 全国被害者対策担当課長会議等	3	3	0	
新	(4) カウンセリング職員に対する専門研修	0	9	9	
17	犯罪被害者等のための施設等の改善	166	169	3	事情聴取等の捜査活動等において、被害者が安心して相談できる施設等を確保することにより、犯罪の潜在化の防止のほか、被害者の精神負担の軽減を図っているもの【計画 第2・3(5)】
	(1) 被害者対策用車両の整備	138	140	3	
	(2) 警察施設外の相談会場借り上げ	14	14	0	

(3) 犯罪被害者支援活動用 携帯電話の整備	1	1	0
(4) 性犯罪捜査証拠採取 セットの保有	13	13	0

[刑事手続への関与拡充への取組]				
18 犯罪被害に対する通知	13	13	0	犯罪被害者に対し、加害者の検挙等の連絡を行うもの【計画 第3・1(13)ア】
19 交通事故自動記録装置の整備	-	-	-	科学的かつ効率的な事故捜査と的確な被害者対策を推進するため、交通事故多発交差点への交通事故自動記録装置の整備に努めているもの【計画 第3・1(14)】
	[122 の内数]	[141 の内数]	[19 の内数]	
[支援等のための体制整備への取組]				
20 ストーカー事案の被害者の安全確保のための措置	-	-	-	ストーカー規制法に基づく警告、検挙、援助のほか、他法令違反の検挙等の措置を講じているもの【計画 第4・1(11)】
	[112 の内数]	[147 の内数]	[35 の内数]	
21 警察のカウンセリングアドバイザー委嘱	25	25	0.000	警察職員のカウンセリング技術の向上及び精神的ストレスの軽減を図るため、部外の精神科医や臨床心理士等からのアドバイスを受けるもの【計画 第4・2(9)】
22 少年の犯罪被害防止と被害少年の支援研究	20	9	11	少年の犯罪被害の防止と被害少年の支援研究を行うもの【計画 第4・2(5)】
新 23 犯罪被害者支援に関する調査研究	0	8	8	犯罪被害者等が犯罪により心身に受ける影響や、その回復方法等に関する調査研究を行うもの【計画 第4・2(5)】
新 24 犯罪被害補償制度等に関する海外調査	0	1	1	諸外国における犯罪被害者等に対する補償制度等に関する調査研究を行うもの【計画 第4・2(5)】
25 「少年対話会」推進体制の充実強化	-	-	-	少年対話会パイロット事業の成果を踏まえ、少年の再犯抑止対策及び少年事件の被害者対策を総合的に推進するため、少年対話会の適正な実施・運営の支援、広報啓発資料の作成等を行うもの
	[17 の内数]	[3 の内数]	[14 の内数]	
26 民間団体への支援の充実	122	152	30	民間被害者支援団体が被害者支援に果たす役割の重要性をかんがみ、その活動の促進を図るために財政的支援の充実を図るもの【計画 第4・3(2)ア】
(1) 民間被害者支援団体等に対する活動支援	8	8	0	
(2) 犯罪被害者等早期援助団体に対する直接支援業務の委託	20	20	0	
(3) 民間被害者支援団体に対する相談業務の委託	93	124	30	
[国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組]				
27 犯罪被害者等施策に関する広報啓発活動	55	59	4	警察庁では、11月を犯罪被害者支援の広報実施月と定め、民間被害者支援団体と連携するなどして、犯罪被害者の置かれた実情の理解を広める広報啓発活動を実施しているもの【計画 第5・1(11)イ、ウ】
(1) 民間被害者支援団体に対する広報啓発業務の委託	55	59	4	
(2) 警察庁ホームページにおける犯罪被害者対策の諸施策の掲示	0	0	0	
28 人身取引被害者に対する広報啓発用リーフレットの作成、配布	2	2	0	人身取引被害者に対する広報啓発活動のためのリーフレットを作成、配布し、被害者の早期発見を図ることにより、人身取引事犯の検挙と被害者の保護に努めるもの

法務省	289	438	149	
【重点課題に係る具体的施策】				
[損害回復・経済的支援等への取組]				
1 損害賠償請求についての援助等	- 8,415 の内数	- 10,693 の内数	-	日本司法支援センターによる民事法律扶助制度の活用によって、弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減を図る。【計画 第1・1(4)ア,第3・1(11)ア】 (注)平成18年度予算額は、日本司法支援センター設置までの間の法律扶助事業費補助金2,435百万円と同センター運営費交付金5,980百万円の合計額である。
				総合法律支援事業に係る運営費交付金等の内数(注)
2 刑事事件の証人等に対する給付制度	1	1	0	刑事事件の証人等が、捜査機関等に対して供述したことなどにより、他人から身体等に害を加えられた場合、国が給付金を支給することによって、被害を救済するとともに、不安感等を緩和し、刑罰法令の適正かつ迅速な適用実現を図るもの。
[精神的・身体的被害の回復・防止への取組]				
3 被害者等に対する情報提供	7	6	1	1 全国統一の被害者等通知制度 2 被害者等に対する出所情報の通知制度 3 被害者等の保護(再被害防止)を図るための出所情報通知制度【計画 第2・2(1)イ,第3・1(20)】
4 検察官等に対する研修の充実等	12	12	0	検察官等に対する各種研修・協議会等において、犯罪被害者等支援に関する講義・講演等を実施しているもの。【計画 第2・1(14),第2・3(1)I】
新5 犯罪被害者等のための対応強化	0	25	25	捜査・公判等において、被害者等が安心して協力できる体制を整備することにより、被害者等の心理的負担の軽減を図るもの。
6 被害者の視点を取り入れた教育	29	29	0	刑事施設及び少年施設に収容されている加害者に対する「被害者の視点」を取り入れた教育の実施【計画 第2・2(12)ア,第3・1(24)ア】
新7 犯罪被害者等に対する加害者情報の提供	0	1	1	犯罪被害者等に対して、刑事裁判終了後又は保護処分決定確定後の加害者に関する情報を提供する。【計画 第2・2(1)イ,第3・1(20)(21)】
新8 しょく罪指導の実施	0	1	1	犯罪被害者等の意向等に配慮し、謝罪及び被害弁償に向けた保護観察処遇における効果的なしょく罪指導を徹底していく。【計画 第2・3(12)ウ,第3・1(24)ウ】
[刑事手続への関与拡充への取組]				
新9 加害者に対する犯罪被害者等の心情の伝達	0	4	4	犯罪被害者等が置かれた状況及び心情等を、矯正施設に収容されている加害者又は保護観察中の加害者に伝え、仲介をする。【計画 第3・1(22)】
10 仮釈放審理における犯罪被害者等への対応の充実	9	14	4	犯罪被害者等の意見を踏まえた仮釈放審理等を実施する。【計画 第2・3(12)イ,第3・1(26),第3・1(27)】
[支援等のための体制整備への取組]				
11 被害者等からの相談への対応	229	232	3	
(1) 被害者支援員の配置	184	184	0	被害者等から被害相談、裁判傍聴の付き添い、各種支援団体への紹介等刑事手続に関する相談業務を行う被害者支援員を配置【計画 第4・1(13)】
(2) 被害者ホットラインの設置	1	1	0	被害者対応窓口における被害者ホットラインの開設【計画 第4・1(13)】
(3) 刑事手続に関するパンフレットの作成等	43	46	3	検察庁での被害者に対する保護と支援について分かりやすく解説した犯罪被害者用パンフレットの作成、現行ホームページの運用管理及び新ホームページの構築【計画 第3・1(12)ア,イ,第4・1(23)ア,イ】
新12 刑事裁判終了後の支援の実施	0	2	2	犯罪被害者等に対し、その被害に係る刑事裁判終了後の支援を実施する。
新13 更生保護官署における支援等のための体制整備	0	79	79	関係機関・団体等との連携確保、研修の実施等更生保護官署における犯罪被害者等に対する支援を行うために必要な体制を整備する。【計画 第4・1(34)】
14 人権相談	-	-	-	相談者(犯罪被害者等を含む。)からの各種人権相談への対応(「子どもの人権110番」、「子どもの人
		人権擁護関係予算の内数		

15 人権侵犯事件の調査・ 処理等	3,965 の内数 - 3,965 の内数	4,084 の内数 - 4,084 の内数	人権擁護関係予算の内数	権専門委員」によるものを含む)【計画 第4・ 1(14)】 - 人権侵犯事件の調査・処理による被害者(犯罪被害 者等を含む。)の被害の救済及び予防

16 相談及び情報の提供等	<p style="text-align: center;">-</p> <p style="text-align: center;">総合法律支援事業に係る運営費交付金の内数</p> <p style="text-align: center;">5,980 の内数</p>	<p style="text-align: center;">-</p> <p style="text-align: center;">10,693 の内数</p>	-	<p>日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者等のために、その支援に精通した弁護士の紹介なども含めた様々な情報を速やかに提供する。【計画 第1・1(4)イ,第3・1(11)イ,第4・1(27)ア】</p> <p>日本司法支援センターの具体的な業務の在り方について、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を踏まえて準備作業を進める。【計画 第1・1(4)ウ,第3・1(11)ウ,第4・1(27)イ】</p> <p>日本司法支援センターによる犯罪被害者等支援について、警察庁その他関係機関及び日本弁護士連合会等と十分に連携する。【計画 第1・1(4)イ,第3・1(11)イ,第4・1(27)ウ】</p> <p>日本司法支援センターにおいて、被害を受けたときからの時間経過の長短を問わず、情報等の提供を通じた支援を行う。【計画 第4・1(37)】</p> <p>日本司法支援センターにおいて、国（捜査機関、裁判所を含む。）、地方公共団体（捜査機関を含む。）、弁護士会、犯罪被害者支援団体等の種々の専門機関・団体と連携・協力してネットワークを構築し、犯罪被害者等の相談内容に応じた最適な専門機関・団体や犯罪被害者等の支援に精通した弁護士を紹介するコーディネーターとしての役割を果たすよう努める。【計画 第4・1(27)オ,第4・3(8)】</p>
新17 犯罪被害に関する総合的研究	0	31	31	<p>実際にどのような犯罪がどのくらい発生しているかという、捜査機関に届けられていない暗数を含めた犯罪被害の実態及び犯罪に対する不安等の実態調査を行い、より有効・適切な犯罪防止策の立案に資するための総合的な調査・研究を行う。【計画 第4・2(6)】</p>
18 配偶者暴力及び児童虐待に関する総合的研究	1	2	1	<p>配偶者暴力及び児童虐待の実態調査、被虐待経験と非行・犯罪との関連についての実態調査を行うとともに、我が国における新たな施策立案に資するための提言を行う。【計画 第4・2(6)】</p>
[国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組] 19 人権啓発活動	<p style="text-align: center;">-</p> <p style="text-align: center;">人権擁護関係予算の内数</p> <p style="text-align: center;">3,965 の内数</p>	<p style="text-align: center;">-</p> <p style="text-align: center;">4,084 の内数</p>	-	<p>人権週間を中心に全国各地で、講演会、シンポジウム、座談会等の開催、テレビ・ラジオ放送、新聞紙・週刊誌等への関連記事の掲載、啓発冊子の配布等の啓発活動を実施する。【計画 第5・1(9)イ】</p>

文部科学省	15	15	0
【重点課題に係る具体的施策】			
【精神的・身体的被害の回復・防止への取組】			
1 スクールカウンセラー活用事業補助の一部	- 〔 4,217 の内数 〕	- 〔 4,323 の内数 〕	- 外部の専門家の協力を得て、学校における教育相談体制の充実を図る。【計画 第2・1(18),第4・1(16)(17),第4・2(13),第5・1(15)ア】
2 子どもと親の相談員等の配置の一部	- 〔 500 の内数 〕	- 〔 500 の内数 〕	- 小学校の教育相談体制を充実するとともに、校内の生徒指導体制の強化・充実を図り、警察などの関係機関との連携強化についての取組に関する調査研究を実施する。【計画 第2・1(18)ア,第4・1(16)(17),第4・2(13),第5・1(15)ア】
3 生徒指導上の諸課題に対応するための指導者の養成を目的とした研修の一部	「独法」- 〔 1,611 の内数 〕	「独法」- 〔 1,613 の内数 〕	- 生徒指導又は教育相談を担当する指導主事等に対し、不登校・いじめ等の問題行動や児童虐待等の生徒指導上の今日的諸課題について、最新の知見や全国的動向、研究成果、対応方針に関する必要な知識等を修得させ、各地域において本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動や各学校への指導・助言等が行われるための研修を実施する。【計画 第2・1(18)ウ,第5・1(15)イ】(独立行政法人教員研修センター)
4 学校等における児童虐待防止に向けた取り組みに関する調査研究	- 〔 15 の内数 〕	0	- (「問題を抱える子ども等の自立支援事業の一部」へ振替)
5 問題を抱える青少年のための継続的活動の場づくり事業の一部	- 〔 51 の内数 〕	- 〔 51 の内数 〕	- 非行等の問題を抱える青少年の立ち直りの支援策として、地域のボランティア団体等と連携・協力し、社会奉仕活動などを行うことができる継続的活動の場(居場所)を構築する。【計画 第4・2(12)イ】
6 家庭教育支援総合推進事業の一部	- 〔 987 の内数 〕	- 〔 1,672 の内数 〕	- 行政と子育て支援団体等が連携し、子育てサポーターの資質向上を図るリーダーの養成や、親が参加する多様な機会を活用した学習機会の提供など家庭教育支援のための総合的な取組を推進する。【計画 第2・2(12)オ】
【支援等のための体制整備への取組】			
新7 問題を抱える子ども等の自立支援事業の一部	- 〔 - の内数 〕	- 〔 1,397 の内数 〕	- 不登校、暴力行為、いじめ、児童虐待、高校中退の未然防止、早期発見・早期対応など、児童生徒の支援を行うための効果的な取組について調査研究を行う。 (「学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究の一部」、「スクーリング・サポート・ネットワーク整備事業の一部」、「問題行動に対する地域における行動連携推進事業の一部」から振替) 【計画 第2.2(9)イ,第4・1(35),(36)】
8 スクーリング・サポート・ネットワーク整備事業の一部	- 〔 836 の内数 〕	0	- (「問題を抱える子ども等の自立支援事業の一部」へ振替)
9 問題行動に対する地域における行動連携推進事業の一部	- 〔 528 の内数 〕	0	- (「問題を抱える子ども等の自立支援事業の一部」へ振替)
10 科学技術振興調整費「重要課題解決型研究等の推進」プログラムの一部	- 〔 39,800 の内数 〕	- 〔 47,400 の内数 〕	- 科学技術振興調整費「重要課題解決型研究等の推進」プログラムにおいて、東京医科歯科大学の山上教授を代表者とする研究課題「犯罪、行動異常、犯罪被害者の現象、原因と治療、予防の研究」を平成17年度から3年間実施する。【計画 第4・2(1)】
【国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組】			
11 道徳教育推進事業等の一部	- 〔 579 の内数 〕	- 〔 737 の内数 〕	- 自他の生命のかけがえのなさ、生命誕生の喜びなどの価値を学ぶために、各学校や地域の実態に応じ、地域の人材や体験活動を生かした道徳教育を展開する。【計画 第5・1(1)ア,イ】
12 豊かな体験活動推進事業の一部	- 〔 470 の内数 〕	- 〔 470 の内数 〕	- 「体験活動推進地域・推進校」等を指定し、他校のモデルとなる体験活動を実施するとともに、命の大切さを学ばせるのに有効な体験活動についての調査研究を実施する。【計画 第5・1(2)】
13 人権教育を推進するための指導者の養成を目的とする研修の一部	「独法」- 〔 独立行政法人教員研修センター運営費交付金の内数 〕	「独法」- 〔 独立行政法人教員研修センター運営費交付金の内数 〕	- 人権教育を担当する指導主事等に対し、学校教育全体において人権教育を推進するためのプログラム開発

<p>的とした研修の一部</p>	<p>[1,611 の内数]</p>	<p>[1,613 の内数]</p>	<p>や効果的な指導、家庭、地域等との連携を推進する方策等について、研究協議及び演習等を行うことにより必要な知識等を修得させ、各地域において本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動や各学校への指導・助言等が行われるための研修を実施する。【計画第5・1(3)ア,イ】</p>
------------------	--------------------------	--------------------------	--

14	人権教育開発事業等の一部	[- 242 の内数]	[- 242 の内数]	-	基本的人権尊重の精神を高め、一人一人を大切に した教育を推進する観点から、「人権教育総合推進地 域」、「人権教育研究指定校」、「人権教育の指導方 法等に関する調査研究」を総合的に実施し、学校教育 における人権教育の開発を進める。【計画 第5・ 1(3)ア,イ】
15	家庭教育手帳の作成・ 配布の一部	[- 213 の内数]	[- 209 の内数]	-	行政と子育て支援団体等が連携し、子育てサポー ターの資質向上を図るリーダーの養成や、親が参加す る多様な機会を活用した学習機会の提供など家庭教育 支援のための総合的な取組を推進する。【計画 第 5・1(6)】
16	PTSD等に対する心のケ アパンフレットの作成	15	15	0	事件、事故や災害時におけるPTSD等の心のケア対 策として、保護者向けのパンフレット作成等を行う。

厚生労働省		6	7	1	
【重点課題に係る具体的施策】					
〔損害回復・経済的支援等への取組〕					
1	婦人保護事業費負担金の一部	- 〔 806 の内数〕	- 〔 837 の内数〕	-	婦人相談所(一時保護所)における保護に要する費用等【計画 第1・3(2)ア,第2・2(3)ア】
2	個別対応できる一時保護所の環境改善の一部	- 〔 14,000 の内数〕	- 〔 20,000 の内数〕	-	虐待を受けた子どもと非行児童との混合処遇の状況を改善することや非行児童に個別対応できる居室等の改善を行う。【計画 第1・3(2)ア,第2・2(3)ア】
3	母子家庭の母等に対するトライアル雇用事業の一部	- 〔 75 の内数〕	- 〔 68 の内数〕	-	試行雇用奨励金を活用した就職支援の実施等(母子家庭の母等になった場合)【計画 第1・4(1)ア】
4	雇用管理相談援助業務	「独法」-	「独法」-	-	事業主の求めに応じ、募集、採用、配置、能力開発等雇用管理全般に関する事項についての相談、技術的援助及び情報の提供を行うことにより、労働者の能力発揮、職場適応の促進等を図り、中小企業等の雇用管理の改善の援助に資する(労働保険特別会計)。【計画 第1・4(1)イ,1】
5	個別労働紛争対策事業の一部	- 〔 1,270 の内数〕	- 〔 1,389 の内数〕	-	事業主と個々の労働者との間の個別労働紛争について、個別労働紛争解決制度により、実情に即した迅速かつ適正な解決を支援する。【計画 第1・4(2)ア,イ】
6	仕事と生活の調和に係る社会的気運の醸成の一部	- 〔 383 の内数〕	- 〔 338 の内数〕	-	健康や生活に配慮した労働時間等の設定の改善の促進などを進め、仕事と生活の調和のとれた多様な働き方を実施していくことが必要であることから仕事と生活の調和について、社会的機運の醸成のための対策に取り組む(労働保険特別会計)。【計画 第1・4(3)】
新7	被害回復のための休暇制度に関する周知啓発	0	2	2	犯罪等の被害に遭った労働者が被害を回復するための休暇制度に関する周知啓発のため、リーフレットを作成・配布する(労働保険特別会計)。【計画 第1・4(3)】
【精神的・身体的被害の回復・防止への取組】					
8	児童保護費等負担金(入所施設措置費等)の一部	- 〔 72,501 の内数〕	- 〔 75,134 の内数〕	-	児童養護施設等における入所に要する経費
9	婦人保護事業費補助金の一部	- 〔 1,281 の内数〕	- 〔 1,281 の内数〕	-	婦人保護施設における入所に要する経費
10	婦人保護事業費負担金(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	婦人相談所(一時保護所)における保護に要する費用等(再掲)
11	児童自立生活援助事業の一部	- 〔 1,783 の内数〕	- 〔 2,035 の内数〕	-	自立援助ホームの運営費
12	こころの健康づくり対策事業	-	-	-	
(1)	PTSD(心的外傷後ストレス障害)対策事業の一部	- 〔 15 の内数〕	- 〔 16 の内数〕	-	地域の医療関係者等に対し、こころの健康づくり対策事業としてPTSD対策専門研修会(犯罪被害者対策を含む。)を実施。【計画 第2・1(1)】
(2)	思春期精神保健対策事業の一部	- 〔 16 の内数〕	- 〔 16 の内数〕	-	医師、看護師、保健師、精神保健福祉士等を対象とした思春期精神保健の専門家養成研修を実施。【計画 第2・1(8)】
13	高次脳機能障害支援普及事業の一部(都道府県実施分)	- 〔 20,000 の内数〕	- 〔 40,000 の内数〕	-	高次脳機能障害者への支援拠点機関を設置し、相談支援体制を整備する。【計画 第2・1(6)】
14	高次脳機能障害支援普及事業の一部(国立身体障害者リハビリテーションセンター実施分)	- 〔 17 の内数〕	- 〔 16 の内数〕	-	「全国高次脳機能障害支援拠点センター」として、地方の拠点機関との連携を図り、「連絡協議会の開催」、「研修事業を含む普及啓発活動」を行うとともに、平成15年度に開発した支援プログラム等について、事例の積み上げによる検証を行い、更に有効性のあるものに改正していく。【計画 第2・1(6)】 〔(組織)国立更生保護機関に計上〕
15	子どものこころの診療	6	5	1	平成18年度に作成する「養成研修カリキュラム」及び

<p>医養成経費</p>				<p>「研修テキスト」関係者、関係団体に広く配布し、その重要性について啓発・周知を図る。【計画 第2・1(9)】</p>
<p>16 個別対応できる一時保護所の環境改善の一部</p>	<p>-</p> <p>次世代育成支援対策施設整備交付金の内数</p> <p>14,000 の内数</p>	<p>-</p> <p>20,000 の内数</p>	<p>-</p>	<p>虐待を受けた子どもと非行児童との混合処遇の状況を改善することや非行児童に個別対応できる居室等の改善を行う。【計画 第2・1(9)】</p>

17	犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究	- こころの健康科学研究事業の内数 2,223 の内数	- 2,301 の内数	-	犯罪被害により精神的な被害を受けた者が適正な治療や回復手段を得られるようにするための調査・研究を行う。(3年計画の3年目)【計画 第2・1(13)】
18	夜間対応等の体制整備の一部	- 児童虐待・DV対策等総合支援事業の対象事業の内数 1,783 の内数	- 2,035 の内数	-	夜間休日における連絡や相談対応の確保、中核市規模の人口を有する市での設置の促進、分室・支所の活用による市町村支援体制の確保等を図る。【計画 第2・1(16)ア】
19	虐待対応のための協力医療機関の充実の一部	- 児童虐待・DV対策等総合支援事業の対象事業の内数 1,783 の内数	- 2,035 の内数	-	児童虐待に対する医療的ケアの重要性にかんがみ、地域の医療機関との協力、連携体制の充実を図る。【計画 第2・1(16)イ】
20	専門里親の一部	- 児童保護費等負担金(入所施設措置費等)の内数 72,501 の内数	- 75,134 の内数	-	専門里親への委託に要する費用【計画 第2・1(20)】
21	里親支援事業の一部	- 児童虐待・DV対策等総合支援事業の対象事業の内数 1,783 の内数	- 2,035 の内数	-	里親養育相談や里親養育援助等に要する費用【計画 第2・1(20)】
22	里親委託推進事業の一部	- 児童虐待・DV対策等総合支援事業の対象事業の内数 1,783 の内数	- 2,035 の内数	-	里親委託推進員の児童相談所等への配置に要する費用【計画 第2・1(20)】
23	個別対応できる一時保護所の環境改善の一部	- 次世代育成支援対策施設整備交付金の内数 14,000 の内数	- 20,000 の内数	-	虐待を受けた子どもと非行児童との混合処遇の状況を改善することや非行児童に個別対応できる居室等の改善を行う。【計画 第1・3(2)イ,第2・2(3)イ】
24	福祉事務所等関係機関とのネットワークの整備の一部	- 児童虐待・DV対策等総合支援事業の対象事業の内数 1,783 の内数	- 2,035 の内数	-	婦人相談所と関係機関等との連絡会議等の開催による連携強化【計画 第2・2(8)ア】
25	婦人相談所等の職員への専門研修の実施の一部	- 児童虐待・DV対策等総合支援事業の対象事業の内数 1,783 の内数	- 2,035 の内数	-	婦人相談所等の職員に対する専門研修の実施【計画 第2・3(1)カ】
26	身元保証人確保対策事業の一部	- 児童虐待・DV対策等総合支援事業の対象事業の内数 1,783 の内数	- 2,035 の内数	-	児童養護施設等を退所する子どもやDV被害を受けた女性が安心して、就職や住居を借りることができるよう、身元保証人を確保するための事業を実施
[支援等のための体制整備への取組]					
27	虐待・思春期問題情報研修センター事業費の一部	- 188 の内数	- 187 の内数	-	児童虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所及び児童福祉施設等関係機関の職員、市町村職員及び保健機関等の職員の資質の向上等を図るため研修の充実を図る。(厚生保険特別会計)【計画 第4・2(15)】
[国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組]					
28	児童虐待防止推進フォーラム開催等広報啓発経費の一部	- 18 の内数	- 18 の内数	-	児童虐待の現状やその防止に向けての取組を広く国民に周知するため、様々な媒体を活用した広報活動を行うとともに、11月の児童虐待防止推進月間に、ポスター等の作成及び全国フォーラムの開催など集中的な広報啓発活動を実施する。【計画 第5・1(9)ウ】

国土交通省	5,972	6,897	925	
【重点課題に係る具体的施策】 【損害回復・経済支援等への取組】				
1 自動車事故相談及び示談あつ旋事業に要する経費の一部補助	580	600	20	(財)日弁連交通事故相談センターが行う自動車事故の損害賠償問題に関する無償による法律相談及び示談のあつ旋事業に要する経費の一部を補助する。【計画 第1・1(8)I】 (自動車損害賠償保障事業特別会計)
2 「紛争処理機関」による紛争処理業務に要する経費の一部補助	140	140	0	(財)自賠責保険・共済紛争処理機構が行う自賠責の保険金等の支払に関する紛争処理業務に要する経費の一部を補助する。【計画 第1・1(8)A】 (自動車損害賠償保障事業特別会計)
3 政府保障事業による保障金の支給	5,249	6,154	905	ひき逃げ等に遭った被害者に対し、政府が本来の加害者に代わって直接損害の保障を行うもの【計画 第1・1(8)A】 (自動車損害賠償保障事業特別会計)
4 司法解剖後の遺体搬送費の一部負担	1	1	0	司法解剖後の遺体の搬送について、遺族等の新たな経済的・精神的負担を軽減するため、遺体搬送費用の一部を負担する。
5 司法解剖後の遺体修復に要する経費の負担	1	1	0	被害者の遺族が身近な人を亡くした精神的打撃に加え、司法解剖による遺体の損傷による精神的被害などの二次的被害を防止するため、解剖による切開痕等を目立たないようにする最低限の措置を行う費用を負担する。
6 犯罪被害者等のためのリーフレットの作成・配付	1	1	0	刑事手続や法的救済措置等の概要、被害者等に役立つ関係機関・団体等の連絡先等の被害者等に必要情報を早期かつ包括的に提供するためのリーフレットを作成し、被害者等に配付する。
<p>(注1) 施策・事業のうち、新規に要求する施策については、「新」と表示している。</p> <p>(注2) 犯罪被害者等施策関係分の予算額が特掲できないものについては、「-」と表示している。内数表示分は、総額に計上していない。</p> <p>(注3) 単位未満の数値は四捨五入により整理してあるので、合計と合致しないものがある。0より大きい数値で、四捨五入により「0」となるものについては、「1」と表示している。</p>				